
令和2年 第1回 築上町議会定例会会議録 (第2日)

令和2年3月9日 (月曜日)

議事日程 (第2号)

令和2年3月9日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第1号 令和元年度築上町一般会計補正予算 (第5号) について
- 日程第2 議案第2号 令和元年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程第3 議案第3号 令和2年度築上町一般会計予算について
- 日程第4 議案第4号 令和2年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第5 議案第5号 令和2年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第6号 令和2年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第7号 令和2年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第8号 令和2年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第9 議案第9号 令和2年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第10 議案第10号 令和2年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第11 議案第11号 令和2年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第12 議案第12号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係
条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第13号 築上町附属機関設置条例の制定について
- 日程第14 議案第14号 築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第15号 築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第16号 築上町読書環境整備基金条例の制定について
- 日程第17 議案第17号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第18号 築上町龍城院キャンプ場条例を廃止する条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第21号 築上町公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例の制定について
- 日程第22 議案第22号 築上町椎田駅前駐輪場条例の制定について
- 日程第23 議案第23号 築上町集会所条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第24 議案第24号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第29号 築上町教育委員会教育長の任命について
- 日程第30 議案第30号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第31 議案第31号 人権擁護委員の推薦について
- (追加分)
- 日程第32 議案第32号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第33 陳情第1号 鍼灸マッサージ施術助成金増額に関する陳情

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 令和元年度築上町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第2 議案第2号 令和元年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第3 議案第3号 令和2年度築上町一般会計予算について
- 日程第4 議案第4号 令和2年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第5 議案第5号 令和2年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第6号 令和2年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第7号 令和2年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第8号 令和2年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第9 議案第9号 令和2年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第10 議案第10号 令和2年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第11 議案第11号 令和2年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第12 議案第12号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係
条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第13号 築上町附属機関設置条例の制定について
- 日程第14 議案第14号 築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第15号 築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第16号 築上町読書環境整備基金条例の制定について
- 日程第17 議案第17号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第18 議案第18号 築上町龍城院キャンプ場条例を廃止する条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第21号 築上町公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第22号 築上町椎田駅前駐輪場条例の制定について
- 日程第23 議案第23号 築上町集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第24号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第29号 築上町教育委員会教育長の任命について
- 日程第30 議案第30号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第31 議案第31号 人権擁護委員の推薦について
- (追加分)
- 日程第32 議案第32号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第33 陳情第1号 鍼灸マッサージ施術助成金増額に関する陳情

出席議員 (14名)

1番 吉原 秀樹君	2番 江本 守君
3番 池永 巖君	4番 鞆野 希昭君
5番 工藤 久司君	6番 北代 恵君
7番 宗 晶子君	8番 丸山 年弘君
9番 信田 博見君	10番 田原 宗憲君
11番 塩田 文男君	12番 武道 修司君
13番 池亀 豊君	14番 田村 兼光君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君

総務係長 城山 琴美君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 新川 久三君 副町長 …………… 八野 紘海君
教育長 …………… 久保ひろみ君
会計管理者兼会計課長 …………… 永野 賀子君
総務課長 …………… 元島 信一君 財政課長 …………… 椎野 満博君
企画振興課長 …………… 種子 祐彦君 人権課長 …………… 神崎 博子君
税務課長 …………… 今富 義昭君 住民課長 …………… 吉川 千保君
福祉課長 …………… 首藤 裕幸君 産業課長 …………… 鍛冶 孝広君
建設課長 …………… 神崎 秀一君 都市政策課長 …………… 竹本 信力君
上下水道課長 …………… 福田 記久君 総合管理課長 …………… 石井 紫君
環境課長 …………… 武道 博君 学校教育課長 …………… 野正 修司君
生涯学習課長 …………… 古市 照雄君 監査事務局長 …………… 横内 秀樹君

午前10時00分開議

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1 議案第1号

○議長（武道 修司君） 日程第1、議案第1号令和元年度築上町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） おはようございます。

簡単に。ページ31ページの教育費の中に、小中学校のインターネットの整備という5,300万あがっておると思いますが、その内容とできればいつまでにしたいかという工程を合わせてお願いします。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。

ただいまの教育費の工事請負費でございますが、国のGIGAスクール構想に伴い、先日の国の補正予算で採択されて、今年度補正予算で計上するという運びになった分で、GIGAスクール構想に対応する配線工事を予定しているものであります。全額繰り越しになって、実際は2年度になってからの工事になるかと思えます。

○議長（武道 修司君） よろしいですか。ほかに、工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 2年度ということで課長、できればこういうものっていうのは早めに整備してやったほうが予算の面もあると思いますんで、いつぐらいをめどにというのは国の予算の関係もあるかもしれないが、なるべく早い整備をお願いします。

○議長（武道 修司君） 以上ですか。ほかにありませんか。ありません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号は、厚生文教、総務産業建設、それぞれの常任委員会に付託します。

日程第2. 議案第2号

○議長（武道 修司君） 日程第2、議案第2号令和元年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第3. 議案第3号

○議長（武道 修司君） 日程第3、議案第3号令和2年度築上町一般会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 誠に恐れいりますが、6点ほど聞きたいことがございますが、1回目の質問では5点です。申し上げたいと思います。

1点目です。関連資料6ページ、当初予算のポイントということで丁寧に御説明いただいております。議案第3号関連資料6ページ、よろしいですか。令和2年度一般会計予算、当初予算のポイントということで丁寧な御説明資料いただいているんですけども、このうちの予算編成の基本的な考え方と予算の概要に対して御質問させていただきたいと思えます。

基本的な考え方について、経常収支比率が3.8ポイントバックアウトして説明してくださいとあります。下のほうに書いてある予算編成の視点は当然のこととしまして、内容を第2液肥製造施設、2施設の維持費の増加が原因と明記されています。しかしながら、第2液肥製造施設を建設することで、築城地区のし尿を豊前の処理組合に負担金を払って搬入していたけど、そのお金がなくなったので、その負担金が第2液肥製造施設の維持費に充てられるのではないかと考えますので、第2液肥有機施設の維持費は豊前の組合に払っていた負担金を充てても足りないのかということと、第2液肥有機施設ほか2施設の維持費も悪化の原因になっていると書いてありますので、3.8ポイント悪化の内訳は3施設に対して何ポイントずつになるのでしょうか。御回答いただきたいというのが1点。この意味わかりますね、いいですかね。

もう1点が予算の概要6ページ、同じく6ページのその概要のほうです。2番の概要のほうについて、歳出については会計年度任用職員制度へ人件費が2億9,214万円ふえました。物件費、賃金の廃止により3億6,850万円減額しました。このページには書いてないですけども、3億6,850万円減額されたうちの、8,600万円が包括業務委託一般1項5目12節の8,600万円に計上されているんだと思います。そう考えると人件費は、2億9,214万円ふえて、さらに8,600万円が計上されているので、その合計が3億7,800万円になります。減額した分が3億6,850万円ということで、人件費合計の3億7,800万円から3億6,850万円引いたら差額が964万円になるんです。私の計算の仕方が間違っているのかもしれないけど、会計年度任用職員制度導入に伴って給与等が増額されていると思います、各種手当が増額されていると思います。その増額分の合計が964万円で済んでいるのかなという点をお尋ねしたい、この文書から読みましてお尋ねしたいと思います。

3点目です。2款1項5目12節委託料8,600万円、これは包括業務委託なんですけども、要項は3年の契約ということで、プロポーザル募集を行われおりました。私、前回課長にヒアリングさせていただいた際、1年契約の話をしていたと思うんですけども、公式な場ではなかったんで、絶対そう言ったといえない、ヒアリングの際は1年契約とおっしゃっていたと思うんですが、この予算議決後に契約されるんであるでしょうけれども、契約期間は1年なのか、3年なのか御回答をお願いします。

4点目です。庁舎の関係です。65ページ2款1項19目12節、町長から冒頭の御挨拶で工事中にJRの警報機線が切れたという件を御説明いただきましたが、何がどういう原因でそうだったのか、そして、今後はどうなるのかというのは協議中ということなんですけれども、原因とか主語を明確にして経緯の御説明をお願いします。

2款1項19目14節に電気系統の工事が書いてあると思いますが、庁舎建設に関して、やはり悪臭とか水害とかで電気系統がどこにあるのかによって、電気系統が水についたらお仕

舞いだとかいう話もありますので、その辺のことを配慮して設計されているのかという点を御回答をお願いします。

そして、5点目です。済みません、今回はこれで、この質問はこれで最後です。関連資料9ページで議案は151ページです。

それと9款1項2目12節のハザードマップの作成費用で768万4,000円を計上されております。洪水の……前は、洪水と地震と津波を想定してつくられておりましたが、今回、またさまざまな災害のことが問題になっておりますので、どの程度の、どの種類の災害を想定してハザードマップをつくることにしているのか、御回答をお願いいたします。

以上、5点でございます。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

宗議員さんの御質問について、まず、3番目と5番目のほうについて、総務課所管分の分について御答弁したいと思います。

包括業務委託の関係なんですけども、12月議会で2億5,800万円の債務負担行為の予算の議決をいただきましたので、その関係で令和2年度には、その分を3で割った8,600万円の予算を計上させていただいております。

契約につきましては、前回、宗議員さんのほうから私個人的にというか、考え方としては1年でいきたいなということで考えておったんですけども、ほかの市町村等の分を参考にいたしましたら、3年間分で契約をしていると、年間幾ら幾らという形分で契約をしているというところがございましたので、築上町においてもそのような形で3年間包括的契約をしていこうかなということで考えております。その分が今、内容等も含めまして業者の方と、今、協議中でありますので、協議が終了次第、その旨で契約をしたいなというふうに考えているところでございます。

次に、5点目のハザードマップの関係なんですけども、9款1項2目のほうで768万4,000円予算計上をさせていただいております。この内容といたしましては、前回、築上町で作成いたしましたハザードマップのほうの分も福岡県のほうが、本年度で城井川水系の関係の分のハザードマップの見直しを行っております。また、昨年12月に台風の関係で高潮の関係、900ヘクトパスカルという伊勢湾台風等の台風が来た場合に、高潮がどれだけ築上町のほうにも影響を及ぼすというふうな結果が出ておりますので、そういった部分の最新の福岡県の情報を、今回、築上町のほうのハザードマップに更新するというので予算計上させていただいております。

総務課の分は以上でございます。

○議長（武道 修司君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。

一般会計の当初予算につきまして、幾つか質問をいただきました。回答させていただきたいと思います。ただし、数が多くてちょっと書き取りと聞き取りがちょっと追いつきませんでしたので、わかる部分から回答させていただきたいと思います。

まず、一般会計の附属資料の質問でございますけれども、経常収支比率が3.8%悪化というところでございますけれども、経常収支の数字に使用します経常経費充当一般財源が55億ほどあります。これにつきまして、3.8%の悪化でございますので、計算しますと2億程度の分が経常収費が多く出ている、一般財源から出ているということになっている。御指摘の液肥の分についてでございますけれども、液肥の分がし尿処理の負担金がたしか一部事務組合に払った分が5,000万円程度あったと思いますけれども、それにつきまして、施設の分が維持費賄えるというところでございますけれども、申しわけございませんけれども、細かい資料が手元にはございませんので、この2施設についての数字については、今は回答できませんのでご了承ください。

それと、次に庁舎の分でございますけれども、JRの事故というところでございますけれども、それについて御回答をさせていただきたいと思います。

庁舎建設につきまして、JRのほうの線路沿いに信号機の架線が沿って入っております。それが、庁舎の分で水路の確認を試掘しましたところ、誤って架線を切ってしまったというところで、遮断機のほうは、JRの電車運行自体には支障なかったんですけども、遮断機がおりっぱなしになっていたというのが、1時間か2時間ぐらいあったということでございます。これにつきまして、安全確認というところでJR保線区のほうと協議いたしまして、その対策を一応出してくださいというところで、今、協議しているところでございます。本日、その対策につきまして、今、小倉のほうで協議しているところでございますので、協議が整い次第、工事を再開するというところでございます。

それと、庁舎のほうの電気等の浸水時の対策でございますけれども、そこら辺の電気系統につきましては、重要な部分につきましては、屋上に配置することによりまして浸水対策をとっているところでございます。

済みません。判明した分はちょっとそんなところでございますけど、それ以外のところで何かありましたら、また、再度ちょっといただければと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 丁寧に御説明いただきましてありがとうございます。よくわかりましたが、混乱するといけないので、もう1件。

会計年度任用職員のほうの、要は会計年度任用職員に伴って、どれだけ給与分、各種手当分の予算がふえたのかということをお聞きしたいんでございます。その説明でちょっと混乱させたか

もしれないので、それはお詫びしたいと思います。私の計算では964万円なのかなどこの文書から読んだということが、多分、ちょっと余計な説明になったと思うんですよ。もともと会計年度任用職員制度を導入しなければ、包括業務委託を入れたところで幾らで、本年度幾ら増額になったのかなどこのを知りたいというのが質問なんです、きょう、簡単に答えられなければ後日でも構いませんので教えていただきたいのと、これは2回目になるんだしたら、ちょっともう1つの質問をしたいので（「してください」と呼ぶ者あり）いいですか、今のはこれで。今の質問、これでお分かりですかね。ちょっと待ってください。済みません。

6項目にもう行きたいんですけども、要するに今の回答からJRの警報器が切れた、庁舎の件です、JRの警報器が切れたというのは、やはり、こちら側が雇用したというか、契約した業者さんの原因でJRに迷惑をかけてしまったというのが事実で、現在、工事中ということですね。

こういう事態も想定して工期も設定されていると思うので、ぜひともきちんと協議した上で、安全に工事を進めていただきたいと思います。原因についてはもう回答は結構です。

経常収支比率は3.8%悪化と言った件なんですけれども、液肥施設以外に2施設というのは、そらいろ保育園と築城中学校で間違いない、やっぱり書いてないからわからないことはその2施設ということで副所長うなずいてくださいますけど、この2施設のことなんですよね。今、回答聞けないので、その前提で、もし、その経常収支比率の悪化の原因になっている維持費というものが多くなっているのであれば、全部、ほかの委員会の内容でございますので、所管の課長さん、福祉課長、学校教育課長、秘書課長、所管のときに御回答いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

だから、質問はさっきの4つとこれからもう1つ、さっき言ったように産業課長にお尋ねしたいと思います。

有機液肥製造の肥料の液肥の散布関連の予算についてです。資料要求して回答来なかったんですけど、予算書の117ページか118ページのどの項目かよく理解できないので、御教示いただきたいのが散布関連の予算です。液肥散布関連の予算がどれなのか教えてください。

今回の一般会計の予算が主なもの以外は例年どおりということで伺いましたので、例年どおりの予算で有機液肥散布関連の予算が足りるのかという視点でお尋ねしたいと思います。

有機液肥を毎年大口で御利用されている方が、昨年秋の麦の植えつけの前に元肥に液肥散布を申し込まれましたところ、さまざまな要因があつてか、散布がなされませんでした。2,000トン以上の結構大口の量でございます。その利用者さんは、県と町に液肥の申込みをさせていただいているんですけども、あとについては仕方がないと。やっぱり御自身の圃場はほかの肥料を使えば大丈夫、ただし、毎年この麦前に2,000トン以上利用されていたのに、それが散布できなかつたと、そしたら、液肥の貯留タンクがあふれてしまうんじゃないかと大変心配をしてお

られます。液肥をちゃんと散布していただかないと、肥料の持ち込み先がどうになってしまうのかという問題も生じてしまうわけです。現在もその状況は解消されているのか、現状の御説明をお願いしたいと思います。

質問の理由に、毎年2,000トンの液肥を液肥センターの隣接した田んぼ、ほぼ隣接した田んぼにまけば、そんなに運搬の費用もかからないので、散布のお金もそんなに安価で済むと思うんですよ。しかしながら、町内の圃場でセンターから遠い圃場に液肥を運ぶと、やはり運搬費等が増額されるので、散布できなかった2,000トンの液肥を散布するのに、前年並みの予算で大丈夫かなという点で御質問をしておりますので、御回答をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

会計年度任用職員についての御答弁をさせていただきます。

令和2年度4月より始まります会計年度任用職員につきましては、主な改正点といたしまして、期末勤勉手当を2.6カ月支給というのと交通費に係る分を費用弁償という形で支給するようになっております。

内訳なんですけども、費用弁償につきましては、ちょっと今、資料を持っておりませんので、後でお知らせしてもよろしいでしょうか。期末勤勉手当につきましては、予算書の193ページに給与費明細書というのがございまして、今年度から新たに会計年度任用職員の給与費明細書をつくるようになっております。その中で職員手当というところで、期末勤勉手当4,278万1,000円という分がふえているということになる。ただ、あと報酬というのが昨年度までは賃金という形になっていたと思うんですけども、賃金につきましては、各課のほうでちょっと予算計上しておりましたので、最終的な把握はできておりませんので、その比較が、また昨年度の人数と本年度と人数が違いますので単純比較ができませんけども、期末勤勉手当のほうは昨年度に比べて令和2年度は新たに設定しているということになりますので、4,278万1,000円は増加しているということになります。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。

まず、御質問の有機農業の推進費の関係でございます。液肥の散布の関係でございますが、昨年度までは散布作業員の賃金を計上させていただいておりましたが、来年度からは包括業務委託ということで、その分が予算的には減少して減っているところでございます。

あと関連経費といたしましては、もう、散布に伴う消耗品、それとか、たい肥施設がございまして、たい肥施設の修繕費等を計上させていただいているところでございます。

それから、散布の件でございますが、議員おっしゃられたとおり、今回、麦の追肥に……いえいえ、追肥ですね。が、散布をできなかったということでございます。これ、麦の追肥については、麦踏み兼ねて散布をするということでやっておるところでございますが、天候の関係でちょうど散布を予定していた時期、ちょっと天候不順で散布できなかったということで、麦の追肥が散布をできなかったということで、少し今タンク、かなり貯留率高くなっているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） ありがとうございます。

会計年度任用職員のほう、資料がありましたら御回答よろしく願いいたします。差額について、済みません、私の計算がこれだけ見たものでよくわからなかったもので、ただよくわかりました。ありがとうございます。

液肥散布の件ですけれども、作業代とかは、そういうのってどの予算になるのか、今、予算計上されているんですけど、やはり液肥を運ぶためにはガソリンとかたくさんいるわけで重い物運ぶので、かなり燃費が悪くなるんじゃないかなっていうふうに思うんですけど、その予算がちょっとどれかわからないので、教えていただけたらいいなっていうのが、ちょっと最後のことと、あと、タンクのほうがいっぱいになるとか産業課長おっしゃいましたが、産業課長は製造には関わっていない、所管の環境課長のほうが製造に関わっているので、タンクの貯留率とか、どっちかというと環境課長の御回答になるのかなと思います、環境課長、一般質問に挙げておりますので、調べた上で御回答をお願いします。もし、今回回答いただけるのであればお願いしたいところなんです、回答はお任せします。どこに予算があるかと麦の追肥とおっしゃんですけど、本当に農業詳しいわけじゃなくて、追肥というと植わっているところに流すから、植える前に液肥を入れるのが元肥なのかなと思って、その元肥ができなかったのかなと、別になぜできなかったかと責めるつもりは全然ございませんし、今、起きてしまったこと、それに、今後どう対処していくのかということを一一般質問でも一緒に考えていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。3項目だけわかったら回答をお願いします。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。

御質問の液肥の経費につきましては、予算書の115ページです。6款1項の2目農業振興費の中で、ほかの事業と合わせて計上させていただいております。お尋ねのありましたガソリン代等でございますが、10節需用費の燃料費213万9,000円、これ全て液肥関係ではございませんが、多くが液肥の散布車の燃料費を占めていると、ほかの事業と合わせてということでご

ございます。

それから、次のページの物品修繕費ですね。711万3,000円、これもほかの事業と合わせてでございますが、多くは液肥関係の修繕費ということにございます。農業振興費の中でほかの事業と合わせまして、液肥の有機農業推進費は計上させていただいているというところです。

以上でございます。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） ページが95ページの3款2項5目の12です。椎田保育園の解体設計料が、今回挙がっております。葛城保育園のときもそうでしたが、解体後の計画はどうなっているのか。どういう形でそこを運営していくのかというのが1点と、もう1点はページが156ページの10款1項2目17節の負担金補助金の日中友好交流事業の補助金についてですが、今、こういう状況でもあり、この事業というものはどうなのかなという思いと、小学校のときに中国というものを経験させて非常に感想文を見ると、いい経験になったということが書いております。であれば、やっぱり、それが中学校にもつながるような事業にしていくことのほうが、この予算というのが有効に生かされるのではないかなと。中国ということにとらわれなくてもいいんじゃないかなという思いで、今後、これをずっと続けていくのか、その目的をきちとした上で、何か目的をしっかりとさせていただきたいなという思いで。どうか、その目的を少し聞きたいと。

それと、全体的なことなんですけど、今回、町債が約28億、町長が議案質疑の提案のときに説明がありました、28億。公債費が全体で16億、先ほど宗議員も言いましたが、公債比率も上がるでしょうし、経常収支比率もまた上がるんだろうと思う。借金が130億になっている。一時期100億を切っていたのが、また、ここ最近100億を超えて130億にもなっている。となると、また来年度もまた上がるんだろうと。

もう一つ驚いたのが、財政調整基金も大分使っています。ということは、財政調整基金と減債基金で計算したら、十五、六億ぐらいしか今ね。てことは、ここが一番いざというときにためとった財政調整基金とか、借金のための減債基金が、やっぱりどんどん減ってくるのが、今後の備えとしてどうなのかなというのがある。

この点については、まず、財政をあずかる財政課長の見解、その後に町長の見解を聞きたいと思う。

以上、何点かな、3点お願いします。

○議長（武道 修司君） 町長。

○町長（新川 久三君） 基本的な形だけ、最初、私が言わないと財政課長も困ると思うんで。基本的なことは、当然今、申されたとおりで公債比率は上がっております。ただし、この公債比率

の実質公債比率といえますか、これは地方交付税還元のいわゆる起債を行ってきておるとい形になれば、基本的には純然たる公債比率という形にはいかないということで理解はしていただきたいと、このように考えております。

それから、中国につきましては、基本的には姉妹校の締結を椎田小学校と南京市の中日友好希望小学校、それから築城小学校と常州市の埠鎮中心小学という2校と姉妹校の締結を行っておりますので、これは姉妹校の同士のやっぱりつき合いといえますか、これは、やっぱりやっぴりかざるを得ないというふうには私は考えておりますし、何らかの事情が変わって、これが一応、姉妹校の締結が解消されるとか、それとか、今のはやっている新型コロナウイルス菌がまだまだ蔓延しておると、新しい病気が出てきたと。

それから、一時中断になっておりました中国と日本の政治的な問題で、今はちょっと見合わせたい方がいいとか、そういう状況があれば、そういう見直しの時期があれば当然見直しますが、現状では、こちらから姉妹校の解消という形にはいかない、このように考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。

まず、地方債の御質問でございますが、地方債、今年度28億借りるようにしております。庁舎建設、防災無線、また、さまざまな事業の起債がふえております。こちらにつきましては、記載の借入れにつきましては、ことしと来年がピークになるかと考えております。先ほど町長からも答弁ありましたように交付税措置の有利な合併特例債と過疎債を中心に借りておりますので、実質公債比率は上がらないように、そこら辺の推移を見ながら借入れには十分注意していきたいと、今後考えております。

あと基金の分でございますけども、今年度、令和2年度当初予算におきまして、財政調整基金8億4,000万円、減債基金4億4,000万円の基金の繰り入れを計上しまして、予算を調整しているところでございます。こちらにつきましては、令和元年度の予算もそうでございますが、一応、予算は計上しておりますが、令和元年度につきましては、補正予算でこの基金の繰入金金を削除しまして、令和元年度につきましては、まだ財政調整基金、減債基金ともに取り崩しをしないで済むような状況になっております。こちらにつきましては、基金をまず、当初予算に計上しまして財政予算を確保しているところでございますけども、これにつきましては地方交付税と、あと特別交付税とその他もろもろございして、まだ留保財源が幾らかございますので、これにつきましても今後の補正予算につきましては、基金を取り崩さないような財政運用を心がけていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 首藤福祉課長。

○福祉課長（首藤 裕幸君） 福祉課、首藤でございます。

椎田保育園の解体後の計画ということでの御質問ですが、葛城保育園、椎田保育園、椎田そらいろ保育園を建てるに当たったときの計画段階で、両園の今後の計画等についても同時進行で話し合いをしておりました。その中で葛城についても、椎田保育園についても、解体後は町普通財産のほうに落としていくということで結論を出しております。まずは葛城のほうからということを決めて、ことし解体をしているところで、来年度以降、今度は椎田のほうに取りかかるということになります。なので、解体後は普通財産にする方向です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 椎田保育園の件ですが、この質問を以前したときに、町長があつた近辺の高齢者というかそういう年配の方の憩いの場にしたいほうが、みたいなことを発言したんです。それが、結構近所の方々に話が妙な形で届いています。あそこどうするのという話をちよくちよくされるんですが、その中で今回予算が出ていたので、何らかの形で利用するんだろうと。葛城のときもそうでしたが、ただ解体するだけで今、課長の答弁は普通財産にして、それでまた、この予算を見ると数千万の解体費がかかるわけです。

ですから、ここは次の計画として何かないとゴールがすぐそこで、ただ解体というゴールだけでは、本当にこの予算を使う意味ってあるんだろうかと。いかに有効に利用するとか、次の計画をしっかり立てて解体していくという形で、ぜひ計画をしていただきたいなという思いがありますので、ここら辺は今後の課題として取り組んでいただきたいなと思います。

それと、日中友好の件ですが、私も町長と再会したときに一度行って実際に中国というところを見て、中国が悪いというわけじゃないです。ですけど、やはり人数にも限りがあるし、これがやはり次でつながるといふことであれば、やはり中学校までや持っている義務教育課程までつながるようなそういう事業にするべきだっていうのは感じたので、毎回のように言いますが、このあたりはこの事業のあり方も、やっぱり検討していただきたいなと思います。

最後の予算の全体の件ですけど、来年は素人考えで考えても公債費も上がるでしょう。借金の償還がまたふえるでしょう。今、庁舎の建設、また、八津田小学校も計画しているようですが、据え置きとしてもあと四、五年後、五、六年後には、また上がるんじゃないかなと。ですから、払うものはふえても入るものがない、今の現状維持とかもうちょっと目減りをしていく、必ず借金は返さないかんやろう、7割返って来るとはいうけど、必ず返したのに対してしか返ってこないわけで、この返す予算が今のままだと、本当に住民サービスとかそういうものが、私はどうなんだろうというのがありますので、行政のプロがやっていることですから、このあたりはないとしても、最近、豊前市の市長も報酬を落としたりとかいうようなことでやっておりますので、

そういうことがないように、今からきちっとした財政計画を立てていただきたいなと思います。

ひとつよろしく願いいたします。

○議長（武道 修司君） 町長。

○町長（新川 久三君） 財政をできるだけ健全財政というものを求めながらやっていくという、この方針は変わりございませんので、しかし、弾力的な運用もしないと住民サービスが低下してしまうということもございますし、そこは赤字再建団体にならないという形、それから、過去にあったいろんな数値のそれはそこを超えないような努力はしていくと、この目標を定めてやっていけば、私は大丈夫じゃないかなと思っております。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 町長、言いたいのは、住民サービスというのは、やはり低下させてはいけないというのはわかる、ただ、やはり予算にも限りがある。ということは、考えなければいけないのが、ふえることと削れるものをしっかり削っていくということを、やっぱりセットでしていかないということなんです。ですから、これは総務でも所管でもありますから、もう終わりたいと思いますが、このあたりはセットで考えていただきたいなと思います。

終わります。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 1点だけ聞いてお尋ねしたいと思います。

8ページで債務負担行為のどこなんですけども、小学校のICT機器賃貸借とその下ですね、新システム中学校、小学校これ両方とも小学校、中学校とあるわけなんです。この3年からこの中身をICTの機器賃貸借料、新規、今から、どういう中身かをお尋ねしたいと思います。それから、小学校については、全校なのか、それとも一部小学校なのかお尋ねしたいと。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。

ICT機器につきましては、来年度途中で現在委託しておりますパソコンの契約が切れますので、新たにまた5年間の契約を交わすということで計上しているものであります。また、校務支援システムといって学校の事務、先生方の軽減のためにシステムを入れるようにも、一応、予算を計上しているところであります。

それと、あと国が生徒児童にみんなが1台ずつのパソコンをとという構想を挙げておりますので、それも年度ずつに予定で更新ちゅうか、導入をする予定にしているところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） パソコンの継続の費用ちゅうことですか。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課、野正でございます。

リースをしている分が来年度途中で切れるので、また、新たに契約を行うための費用ということでございます。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） わかりました。ちょっとこれ、今ここで言ってもあれなんですけど、これ、もうICTという名前だけを使うようなふうに、今、聞こえたんで、これは改めて協議していきたいと思いますが、やはり、リース契約の再更新みたいな話が、ここでICT機器賃貸借料と書かれて、これからのICTということに対しての中身が全然違うなと思って、今、いろんな大物のやつで1台ずつ出るという話とは、またこれ別問題と思って、これ協議しますが、今、1台ずつと言われたんですが、これで1台ずついくちゅうことですか、全生徒に。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課、野正でございます。

1年度で全員の分を整備するちゅうことではなく、5年程度かけて整備になろうかと思えます。以上です。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第3号は、厚生文教、総務産業建設、それぞれの常任委員会に付託をいたします。

日程第4. 議案第4号

○議長（武道 修司君） 日程第4、議案第4号令和2年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第4号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第5. 議案第5号

○議長（武道 修司君） 日程第5、議案第5号令和2年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第5号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第6. 議案第6号

○議長（武道 修司君） 日程第6、議案第6号令和2年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第6号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第7. 議案第7号

○議長（武道 修司君） 日程第7、議案第7号令和2年度築上町霊園事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第7号は厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第8. 議案第8号

○議長（武道 修司君） 日程第8、議案第8号令和2年度築上町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第8号は厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第9. 議案第9号

○議長（武道 修司君） 日程第9、議案第9号令和2年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第9号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第10. 議案第10号

○議長（武道 修司君） 日程第10、議案第10号令和2年度築上町水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第10号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第11. 議案第11号

○議長（武道 修司君） 日程第11、議案第11号令和2年度築上町下水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第11号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第12. 議案第12号

○議長（武道 修司君） 日程第12、議案第12号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 議運の時にちよろっと聞いたんですけど、非常にこういう最初の、これ何ページか、12の2と3、4、これを一覧から次からずっと出てくるわけですが、12の7から非常に理解、見にくいんです。この前の一覧からこれっちゅう形なんですけども、同じ——新旧で出して、変わっていない分まで載せて、おまけに整理整頓したから、ふえた分も数あると言うならば、議案の説明のときにもう一度説明してもらって、その辺の細かく言わんと、これ見よって探すのも大変やし、見て何がどう減ったのかもふえたのかもわかんない。例えば旧のほうの関係ない数字は消すとか、何かの配慮をしてもらいたいなど。あと、条例の文章については、大体今までこうやって審議で出てくるんですけど、この部分については非常にわかりづら

くて、ただ、ぽんと出されて何を言いたかったのかがよくわからなかったんで、そこは質疑にならないかもしれませんが、見る側の非常にわかりづらさ、どれが新しくどれが整理されたのかもわかんない、それを指摘してもらえんやったら、説明のときに十分わかりやすく説明していただきたいと思います。

○議長（武道 修司君） 塩田議員、これはほとんど産業建設の所管になりますんで、後、常任委員会のほうで回答等を説明でよろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第12号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第13. 議案第13号

○議長（武道 修司君） 日程第13、議案第13号築上町附属機関設置条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。塩田議員。

これも総務ですが。答弁。いいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第13号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第14. 議案第14号

○議長（武道 修司君） 日程第14、議案第14号築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第14号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第15. 議案第15号

○議長（武道 修司君） 日程第15、議案第15号築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第15号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第16. 議案第16号

○議長（武道 修司君） 日程第16、議案第16号築上町読書環境整備基金条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第16号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第17. 議案第17号

○議長（武道 修司君） 日程第17、議案第17号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第17号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第18. 議案第18号

○議長（武道 修司君） 日程第18、議案第18号築上町龍城院キャンプ場条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第18号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第19. 議案第19号

○議長（武道 修司君） 日程第19、議案第19号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制

定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第19号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第20. 議案第20号

○議長（武道 修司君） 日程第20、議案第20号築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第20号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第21. 議案第21号

○議長（武道 修司君） 日程第21、議案第21号築上町公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第21号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第22. 議案第22号

○議長（武道 修司君） 日程第22、議案第22号築上町椎田駅前駐輪場条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第22号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第23. 議案第23号

○議長（武道 修司君） 日程第23、議案第23号築上町集会所条例の一部を改正する条例の制

定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第23号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第24. 議案第24号

○議長（武道 修司君） 日程第24、議案第24号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） この条例について、前回に調べていただきましたので、築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、この条例で施行により新たに負担増となる世帯の所得基準を示すもの、同世帯の住民税を示すもの、これを口頭で答弁を求めたいと思います。

○議長（武道 修司君） 今富税務課長。

○税務課長（今富 義昭君） 税務課、今富でございます。

ただいまの池亀議員の質問に対してですが、この分は福岡県の国民健康保険のモデル世帯でよろしいですか。モデル世帯40代の両親と子供2人、子供については年少の子供2人というところで回答させていただきます。収入ベースで限度額が61万円の場合、約792万円。これが限度額63万円に上がった場合については817万円と、25万円の差額が出てまいります。これを住民税ベースに変えた場合、限度額61万円の場合、住民税ベースで35万5,700円、限度額63万円の場合の住民税37万5,200円と、1万9,500円の差額が出てまいります。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第24号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第25. 議案第25号

○議長（武道 修司君） 日程第25、議案第25号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第25号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第26. 議案第26号

○議長（武道 修司君） 日程第26、議案第26号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第26号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第27. 議案第27号

○議長（武道 修司君） 日程第27、議案第27号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第27号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第28. 議案第28号

○議長（武道 修司君） 日程第28、議案第28号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第28号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第29. 議案第29号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第29、議案第29号築上町教育委員会教育長の任命についてから、日程第31、議案第31号人権擁護委員の推薦についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日、採決をしたいと思います。御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって議案第29号から議案第31号まで委員会付託を省略し、本日、採決することに決定をいたしました。

日程第29、議案第29号築上町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。久保教育長は、ここで退席をお願いいたします。

〔教育長 久保ひろみ君 退席〕

○議長（**武道 修司君**） 本案は、築上町教育委員会教育長に久保ひろみ氏を任命することについての議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を決定したいと思います。

議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○議長（**武道 修司君**） ただいまの出席議員は14名です。2番、江本守議員については、代理投票の申し出がありましたので許可いたします。事務局2名で代理投票を行います。

次に、立会人の指名をいたします。会議規則第32条第2項の規定により、本日提案の議案第29号から第31号までの立会人に、4番、鞆野希昭議員、5番、工藤久司議員を指名いたします。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（**武道 修司君**） 念のために申し上げます。投票は無記名投票とします。任命に同意の方は同意に丸印を、不同意の方は不同意に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは、白票は不同意とみなします。

投票箱の点検が終わりました。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（**武道 修司君**） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） それでは記入をしてください。記入をしましたら、順次投票をしてください。

〔議員投票〕

○議長（**武道 修司君**） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで投票を終わります。

それでは開票を行います。

立会人の方はお願いをいたします。

〔開票〕

○議長（武道 修司君） それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数 13 票、有効投票 13 票、無効票ゼロ票。有効投票のうち同意 13 票、不同意ゼロ票。したがって、議案第 29 号の築上町教育委員会教育長に久保ひろみ氏を任命することについては、同意とすることに決定をいたしました。

〔教育長 久保ひろみ君 着席〕

日程第 30. 議案第 30 号

○議長（武道 修司君） 日程第 30、議案第 30 号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

本案については、人権擁護委員に川口由子氏を推薦することについて議会の意見を求める人事案件です。会議規則第 82 条の規定により、投票で適任、不適任を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は 14 名です。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（武道 修司君） 念のために申し上げます。投票は無記名投票といたします。適任とする方は適任に丸印を、不適任の方は不適任に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは、白票は不適任とみなします。

投票箱の点検が終わりました。

それでは、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（武道 修司君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） それでは記入をしてください。記入をしましたら、順次投票をしてください。

〔議員投票〕

○議長（武道 修司君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで投票を終わります。

それでは開票を行います。

立会人の方は前にお願いをいたします。

〔開票〕

○議長（武道 修司君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票13票、無効票ゼロ票。有効投票のうち適任13票、不適任ゼロ票。したがって、議案第30号の人権擁護委員に川口由子氏を任命することについては、適任とすることに決定をいたしました。

日程第31. 議案第31号

○議長（武道 修司君） 日程第31、議案第31号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

本案は、人権擁護委員に白川義尚氏を推薦することについて議会の意見を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で適任、不適任を決定をしたいと思います。

ただいまの出席議員は14名です。

それでは投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（武道 修司君） 念のために申し上げます。投票は無記名投票とします。適任とする方は適任に丸印を、不適任の方は不適任に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは、白票は不適任とみなします。

投票箱の点検が終わりました。

それでは、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（武道 修司君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） それでは記入をしてください。記入をしましたら、順次投票をしてください。

〔議員投票〕

○議長（武道 修司君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで投票を終わります。

それでは開票を行います。

立会人の方はお願いをいたします。

〔開票〕

○議長（**武道 修司君**） 投票の結果を報告をいたします。

投票総数 13 票、有効投票 13 票、無効票ゼロ票。有効投票のうち適任 13 票、不適任ゼロ票。したがって、議案第 31 号の人権擁護委員に白川義尚氏をを任命することについては適任とすることに決定をいたしました。

〔議場開鎖〕

日程第 32. 議案第 32 号

○議長（**武道 修司君**） ここで、追加議案です。

日程第 32、議案第 32 号築上町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（**元島 信一君**） 案第 32 号築上町教育委員会委員の任命について。

築上町教育委員会委員に下記のことを任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めます。

令和 2 年 3 月 9 日提出、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 本議案の提案説明の前に、ちょっと皆さんにおわびを申したいと思えます。

本来ならこの人事案件も、初日の日に提案すべきところを、事務的な形の中で、ちょっと職員も私も気づいていなかったと、任期がです。そういうことで、途中で気づいて、きょうの提案となりましたことを深くおわび申し上げたいと思えます。

ということで、教育委員の任命という形で、中村ひろ子氏が 3 月 24 日付で任期満了になります。改めて再任をしたいというようなことで、お願いをするものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（**武道 修司君**） お諮りします。日程第 32、議案第 32 号築上町教育委員会委員の任命についてを、会議規則第 39 条第 2 項の規定により委員会付託を省略し、本日、採決をしたいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第 32 号については委員会付託を省略し、本日、採決することに決定をいたしました。

本案は、築上町教育委員会委員に中村ひろ子氏を任命することについて議会の同意を求め人事案件です。会議規則第 82 条の規定により、投票で同意、不同意を決定したいと思います。

議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○議長（**武道 修司君**） ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、本日提案の議案第32号の立会人に、6番、北代恵議員、7番、宗晶子議員を指名いたします。

それでは、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（**武道 修司君**） 念のために申し上げます。投票は無記名投票とします。任命に同意の方は同意に丸印を、不同意の方は不同意に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは、白票は不同意とみなします。

投票箱の点検が終わりました。

それでは、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（**武道 修司君**） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） それでは記入をしてください。記入しましたら、順次投票をお願いいたします。

〔議員投票〕

○議長（**武道 修司君**） 投票の漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで投票を終わります。

それでは開票を行います。

立会人の方はお願いいたします。

〔開票〕

○議長（**武道 修司君**） 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票13票、無効票ゼロ票。有効投票のうち同意13票、不同意ゼロ票。したがって、議案第32号の築上町教育委員会委員に中村ひろ子氏を任命することについては、同意とすることに決定をいたしました。

議場の出入り口をあけてください。

〔議場開鎖〕

日程第33. 議案第33号

○議長（武道 修司君） 日程第33、陳情第1号鍼灸マッサージ施術助成金増額に関する陳情についてを議題といたします。

ただいま議題となっています陳情第1号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

これで、議案質疑及び委員会付託を終了いたします。

なお、所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、あすの正午までに事務局に所定の様式で申し出をしてください。

○議長（武道 修司君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これで散会をいたします。お疲れさまでした。

午前11時17分散会
